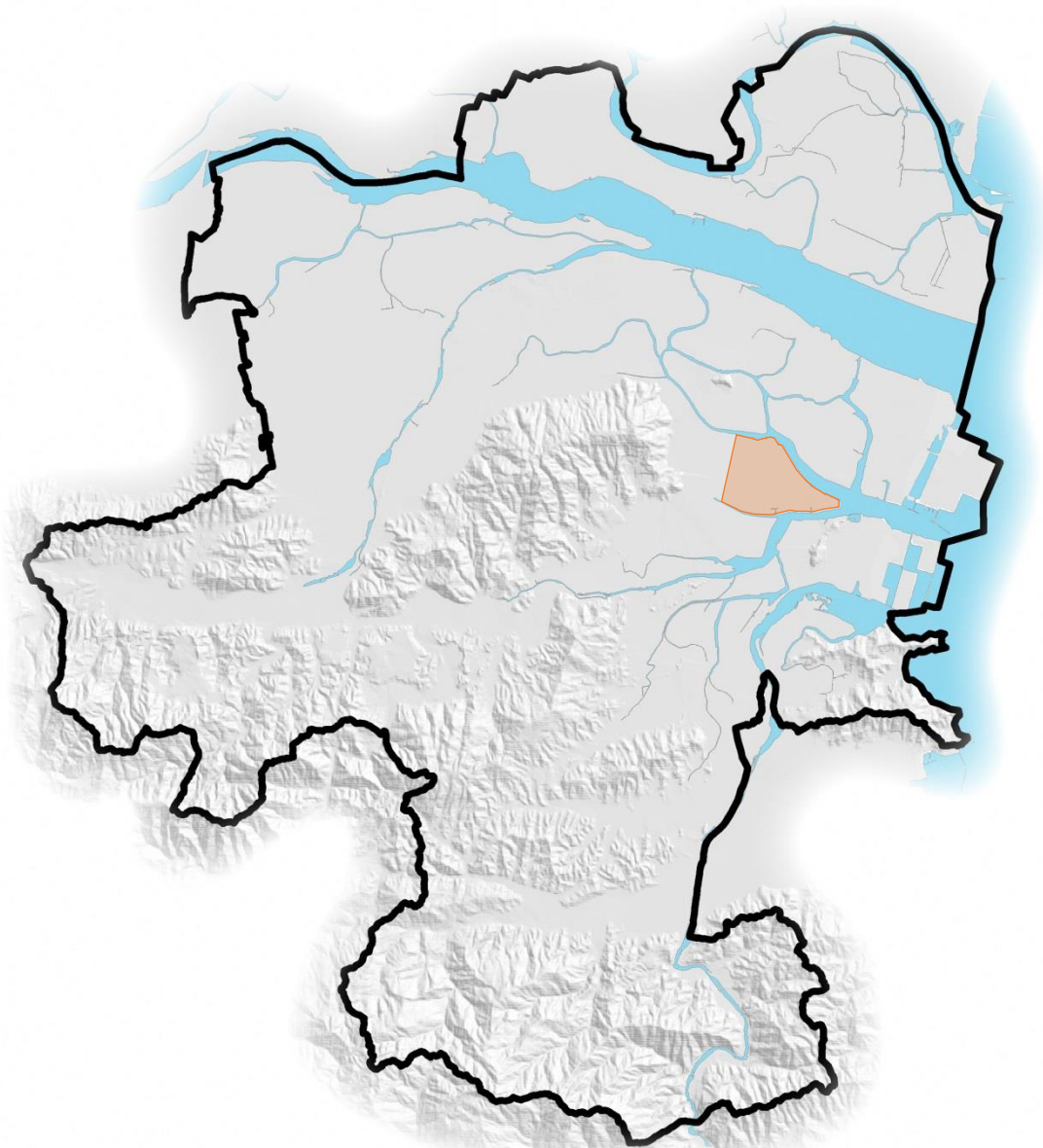


徳島市 昭和地区 津波避難計画

[概要版]



令和2年2月

昭和コミュニティ協議会

昭和地区町内会連合会

昭和地区自主防災会連合会

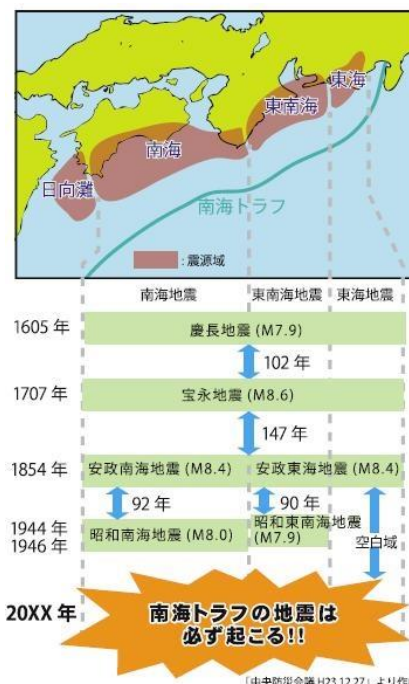
第1章 総則

1.1 計画の目的

南海トラフ地震は、これまで90年から150年程度の周期で発生し、周辺地域に甚大な被害をもたらしている。

徳島市においても、南海トラフの地震により大きな被害が想定されていることから、被害を最小限に抑えるために、地域社会（自主防災組織、町内会、自治会等）、学校、事業所などが市と一体となって対策を進める必要がある。とりわけ、地震に伴う巨大な津波に対しては、住民一人ひとりが迅速かつ主体的に避難行動が取れるよう、自助、共助の取り組みを強化する必要がある。

この計画は、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波に備え、昭和地区の住民一人ひとりが津波から避難する意識を高め、共に助け合い、津波から迅速かつ円滑に安全な津波避難場所へ一時的に緊急避難することを目的として、徳島市の支援を受け昭和コミュニティ協議会、昭和地区町内会連合会および昭和地区自主防災会連合会主体のもと、作成したものである。



1.2 この計画で想定する地震・津波のレベル

南海トラフを震源とする地震・津波は、以下の2つのレベルが想定されている。

レベル2 千年あるいはそれよりも発生頻度は低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす起こりうる最大規模の地震・津波。東日本大震災の発生を受け想定震源断層域を見直し。

レベル1 90～150年の周期で発生している、過去に大きな被害を発生させたクラスの地震・津波。最大級の宝永地震を想定。

この計画では、地区最大のリスクを想定し、それに備えることを目的とし、レベル2の地震・津波(南海トラフ巨大地震)を前提として計画を策定する。



【参考】

平成23年東日本大震災の体験談や写真・動画を掲載したホームページ

- ・震災伝承館（東北地方整備局）：<http://infra-archive311.jp/>
 - ・消防防災博物館（消防防災科学センター）：<http://www.bousaihaku.com/cgi-bin/hp/index.cgi>
- ＜震災伝承館に掲載されている写真の例(申請により二次利用可能)>



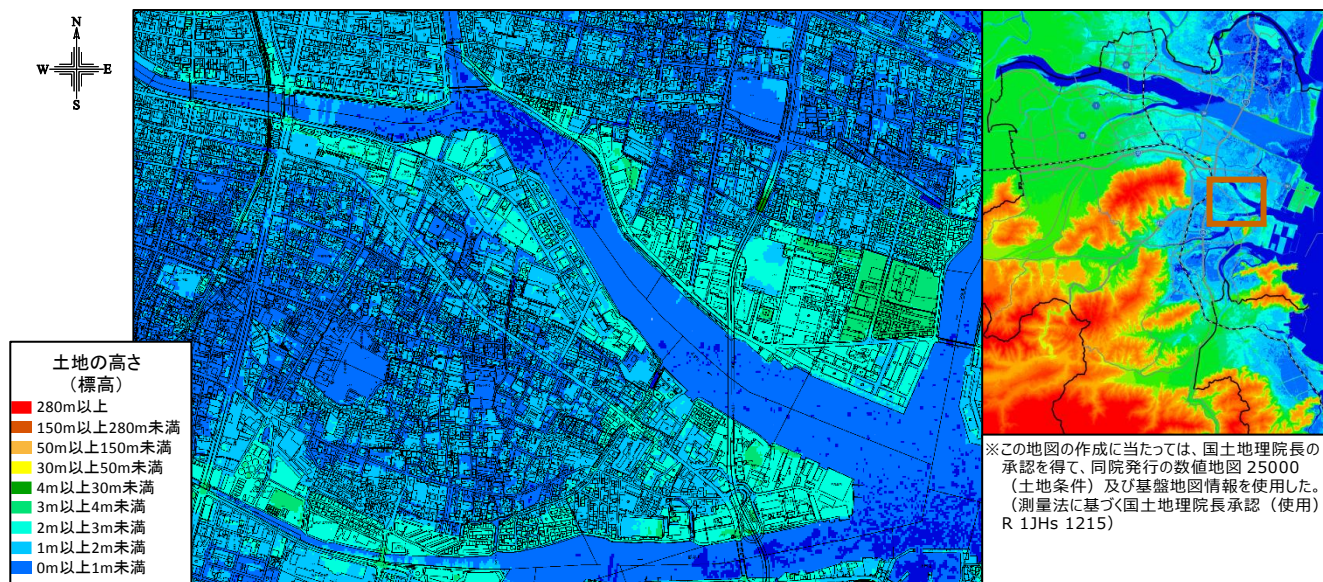
南海トラフ巨大地震の被害に関する動画を掲載したホームページ

- ・大規模地震の被害と対策に係る映像資料（内閣府）：
http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/nankai_syuto.html

第2章 想定される地震・津波の被害想定

2.1 地形、地質的な特徴

昭和地区は、徳島市中心市街地の南東部に位置し、地区の西部は陸続きで、東富田地区と接しており、北部を新町川が、南部を園瀬川とその支流である御座船入江川が流れ、地区の東端で合流する。地区の平野部の大部分は、土地の高さが標高 2m 未満の低い地形となっている。

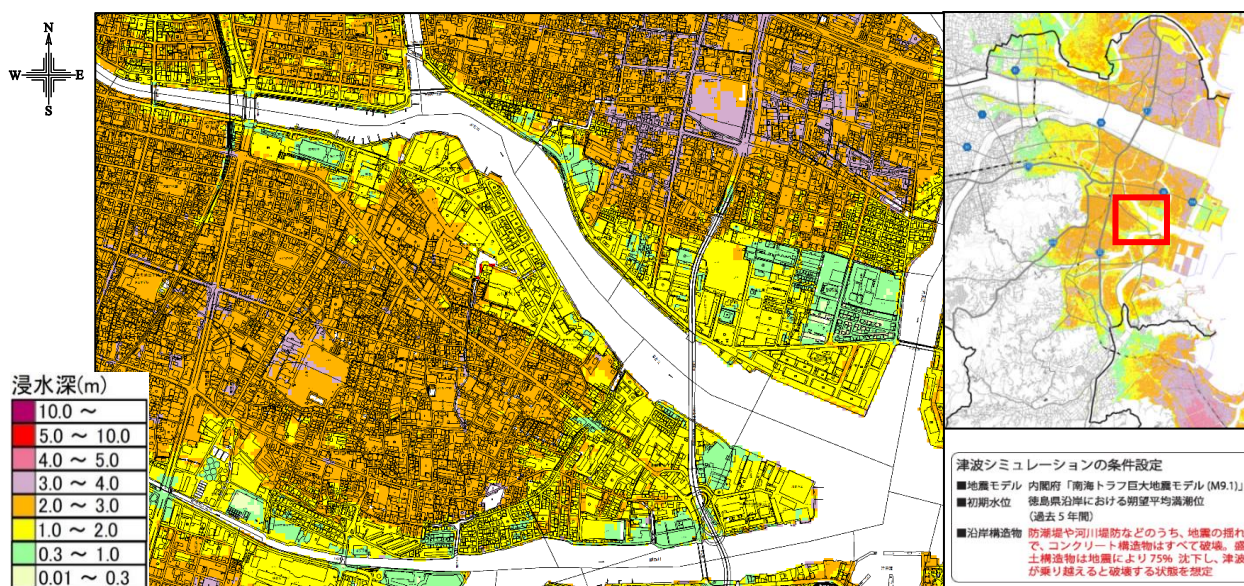


昭和地区の標高地形図

2.2 津波浸水想定

「徳島県津波浸水想定(平成 24 年 10 月 31 日公表)」によれば最大波による津波水位は、勝浦川河口では 4.6m (標高)、北側のマリニピア東端では 5.0m (標高)と想定されている。

算定された津波浸水深をもとに、本地区の浸水想定図を作成し以下に示す。大部分の地域が浸水深 2.0m 以上であり、一部では浸水深 3.0～4.0m に達する。

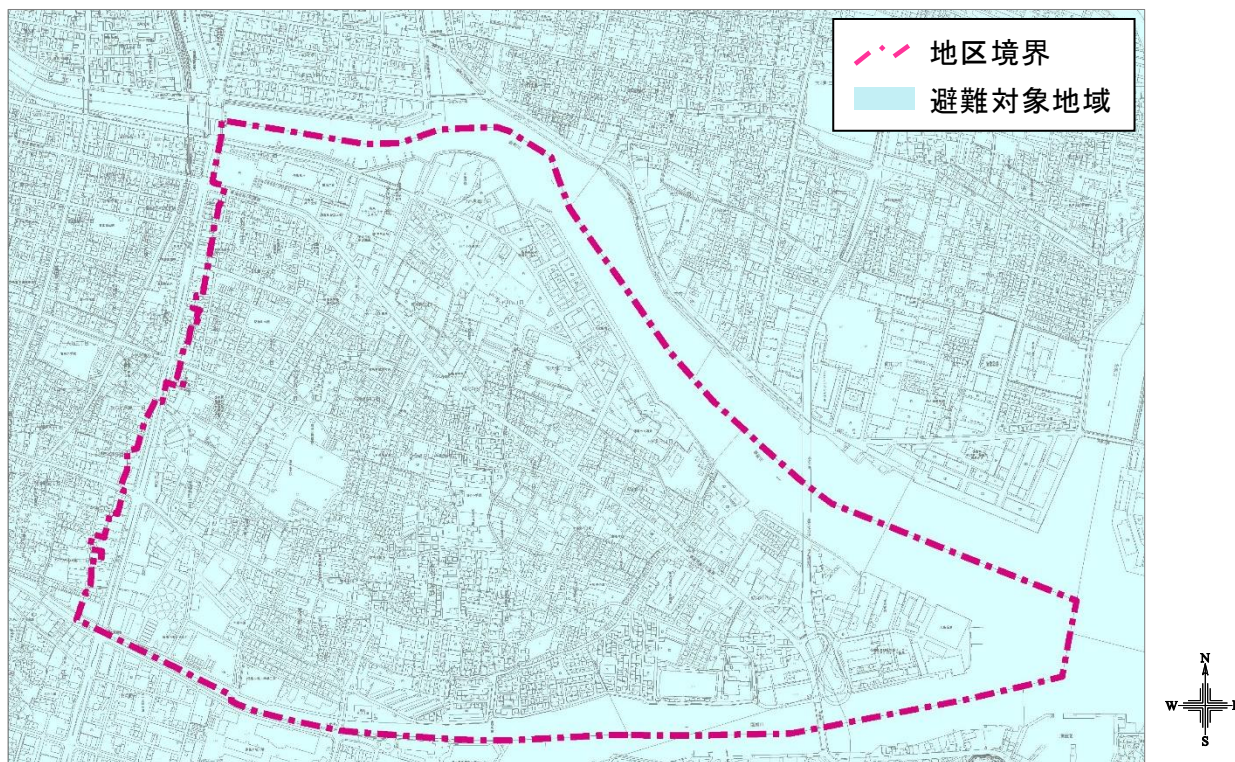


昭和地区の津波浸水想定区域及び浸水深図

第3章 昭和地区の津波避難対策

3.1 避難対象地域の設定

先に示した津波浸水想定区域に基づき、町丁の単位を基本として広めに避難対象地域を設定している。着色された地域に居住する人は津波から避難する必要がある。昭和地区は全域が避難対象地域となっている。



※この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500 地形図を複製したものである。（承認番号 令 2 徳島市指令都政第 27 号）

昭和地区の避難対象地域

3.2 津波避難場所

以下の要件を満たす場所を、想定する津波から避難する「津波避難場所」とする。

- ・鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物（耐震性を有する建物）であること。
- ・避難する場所の床高が基準水位以上であること。
- ・避難に有効な階へ入口から自由に入ることができること。

また、避難行動時にリスクの高い避難行動要支援者の避難を優先的に行うため、避難先を下図のとおりとした。ただし、これは原則であり、やむを得ず切迫した状況となった場合は、最も近い安全と思われる場所への避難を妨げない。

① 主要な津波避難場所（徳島市指定津波避難ビル・津波避難協力ビル）

住民全員の安全かつ円滑な避難を行うため、避難行動要支援者を**含まない**世帯が使用する津波避難場所である。

② 最寄りの津波避難場所（徳島市指定津波避難ビル・津波避難協力ビル）

避難行動要支援者を**含む**世帯が使用する津波避難場所である。



*)避難行動要支援者を含む世帯は、徳島市指定津波避難ビル・緊急避難場所、津波避難協力ビル・避難場所のうち最も近い場所へ避難する。

① 主要な津波避難場所一覧表

名 称	所在地	階	利用できる場所	避難可能人数
徳島県庁舎	万代町1丁目1番地	11	2・5～10階 廊下・EVホール	1,400
県営 昭和町8丁目団地 1・2号棟	昭和町8丁目51番地の1	6	2～6階 共用廊下・階段	865
県営 昭和町8丁目団地 3・4号棟	昭和町8丁目51番地の1	6	2～6階 共用廊下・階段	755
富田中学校 本館	中昭和町3丁目77番地	3	2～3階 廊下・各教室、屋上	914
富田中学校 第一校舎	中昭和町3丁目77番地	2	2階 廊下・各教室	408
富田中学校 第二校舎	中昭和町3丁目77番地	3	2～3階 廊下・各教室	875
富田中学校 第三校舎	中昭和町3丁目77番地	2	2階 廊下・各教室	424
富田中学校 第四校舎	中昭和町3丁目77番地	2	2階 廊下・各教室	491
富田中学校 第五校舎	中昭和町3丁目77番地	2	2階 廊下・各教室	491
富田中学校 屋内運動場	中昭和町3丁目77番地	2	2階 柔道場・剣道場	521
昭和小学校 北校舎	中昭和町5丁目60番地	3	2～3階 廊下・各教室、屋上	1,920
昭和小学校 南校舎	中昭和町5丁目60番地	3	2～3階 廊下・各教室	781
徳島県立総合福祉センター	中昭和町1丁目2番地	6	5階 大ホール・和室会議室・ホール・ペランダ、6階階段	695

②津波避難場所（徳島市指定津波避難ビル）一覧表

名 称	所在地	階	利用できる場所	避難可能人数
市営昭和住宅	昭和町7丁目39番地の3	6	2～5階 共用廊下・階段、6階 共用廊下	548
徳島グランヴィリオホテル	万代町3丁目5番地の1	5	3～5階 駐車場	2,000
徳島県職員会館	万代町3丁目5番地の3	4	3階～4階 廊下	176
医療法人 倚山会 田岡病院	万代町4丁目2番地の2	6	2階 研修室、研修ホール等、5階 屋外リハビリ 訓練スペース、スタッフルーム等	1,023
県営 万代町団地	万代町5丁目22番地の9	8	2～8階 共用廊下・階段、屋上	1,700
コスモハイツ	万代町5丁目47番地の3	4	2～4階 共用廊下・階段	52
ハーバーハイツ万代町	万代町5丁目71番地の39	4	3～4階 共用廊下・階段	63
ジャスミンハイツ万代町	万代町5丁目71番地の41	4	3～4階 共用廊下・階段	65
レジデンスイマイⅡ	万代町6丁目6番地	3	2～3階 共用廊下・階段	62
エスポワールⅡ	万代町6丁目14番地	3	2～3階 共用廊下・階段	77
ガーデンヒルズ昭和町Ⅰ	昭和町6丁目5番地の1	3	2～3階 共用廊下・階段	16
昭和町職員住宅	昭和町7丁目7番地の2	4	3～4階 共用廊下	50
シャトル昭和町	昭和町7丁目10番地の2	4	3～4階 共用廊下・階段	46
グラン・パレ	昭和町7丁目12番地	3	3階 共用廊下	64
コーボ幸	昭和町7丁目21番地の1	4	2～4階 共用廊下	18
ル・モンド交成	昭和町8丁目78番地の1	4	3～4階 共用廊下	46
東洋ハイツ	昭和町8丁目84番地	4	3～4階 共用廊下・階段	158
東洋ハイツPARTⅡ	昭和町8丁目87番地	4	3～4階 共用廊下・階段	180
サンハイツイクダ	昭和町8丁目87番地の114	3	2～3階 共用廊下・階段	86
東條ハイツ3	昭和町8丁目87番地の1	2	2階 共用廊下	49
アーベントハイツ平岡	昭和町8丁目87番地の92	4	3～4階 共用廊下・階段	44
葵ハイツ富永	中昭和町1丁目95番地	7	3～7階 共用廊下・階段	148
中昭和マンション	中昭和町2丁目55番地の1	3	3階 共用廊下	20
コーボ尾崎	中昭和町2丁目60番地	4	2～4階 共用廊下・階段	42
昭和パークハイツ	中昭和町2丁目79番地	4	2～4階 共用廊下・階段	79
元木ハイツ	中昭和町2丁目84番地	4	2～4階 共用廊下・階段	112
林内科	中昭和町2丁目94番地	3	2階 食堂、3階 会議室・テイルーム、屋上	253
ケアハウスとみだ	中昭和町3丁目48番地	3	2階 集会所、3階 ゲストルーム	41
徳島市消防団 昭和分団	中昭和町3丁目77番地	2	屋上	60
昭和コミュニティセンター	中昭和町3丁目81番地	2	2階 廊下・会議室・和室・遊戯室・図書室・相 談室・屋外スペース、屋上	518
ラ・サムサラ	中昭和町4丁目31番地の3	3	3階 共用廊下	20
モデルナマンション	中昭和町5丁目54番地の5	4	3～4階 共用廊下、4階 屋外スペース	119
第2メゾン吉岡	南昭和町3丁目40番地の1	3	2～3階 共用廊下・階段	41
レジデンス南昭和	南昭和町4丁目33番地の1	4	3～4階 共用廊下・階段	50
スプリングハイツ	南昭和町4丁目63番地の3	3	3階 共用廊下	23
レディースハイツ希林館	南昭和町4丁目92番地の14	3	2～3階 共用廊下・階段	30
中山ビル 1番館	南昭和町5丁目26番地の2	4	3～4階 共用廊下・階段	62
中山ビル 2番館	南昭和町5丁目26番地の1	4	3～4階 共用廊下・階段	42
アマ・デトワール 1	南昭和町6丁目20番地の1	3	2～3階 共用廊下・階段	77
アマ・デトワール 2	南昭和町6丁目20番地の1	3	2～3階 共用廊下・階段	77
ルミエール21	南昭和町7丁目21番地の7	3	3階 共用廊下	31
グループリビングとくしま県庁前	昭和町3丁目32番地	3	2～3階 共用廊下・階段、屋上	419
相互産業ビル	昭和町1丁目37番地	6	2～6階 共用廊下・階段、塔屋	259

③津波避難場所（津波避難協力ビル）一覧表

名 称	所在地	階	利用できる場所	避難可能人数
有料老人ホームカメリア	昭和町8丁目48番地の30	4	談話室・図書コーナー・ホール・廊下・居間・ 食堂・ティーラウンジ・階段・屋上	347
ひろせビル	昭和町6丁目72番地の8	4	2～4階 共用廊下・階段	75
社会福祉法人とみだ福祉会 とみだの家	中昭和町2丁目103番地の1	3	談話室・図書コーナー・ホール・廊下・居間・ 食堂・ティーラウンジ・階段・屋上避難階段・ 屋上庭園	360

3.3 津波避難シミュレーションによる安全避難の確認

昭和地区における避難行動を、津波避難シミュレーション（以下、シミュレーションという）によって検討し、津波到達時間までに全員が津波避難場所に安全に避難できることを確認した。

（1）シミュレーション条件

1）避難対象とする地域及び人口・世帯

避難対象地域内の全住民を避難対象とする。全住民が在宅している状況（深夜等）を想定しており、事業所での滞在者や移動中は考慮していない。

2）避難可能時間

「徳島県津波浸水想定」によると、初期水位から20cm水位が上昇する（海辺にいる人々の人命に影響のおそれのある水位変化）までの時間は41分（マリニピア東端）となっている。

地震発生後10分後（揺れ始めて避難を開始するまでにかかる準備時間）に避難を開始できるものとし、津波到達予想時間41分から10分を引いた31分を避難可能時間とする。

3）避難速度

避難経路の種別及び避難対象者の分類に応じて、世帯毎に設定する。

4）避難経路

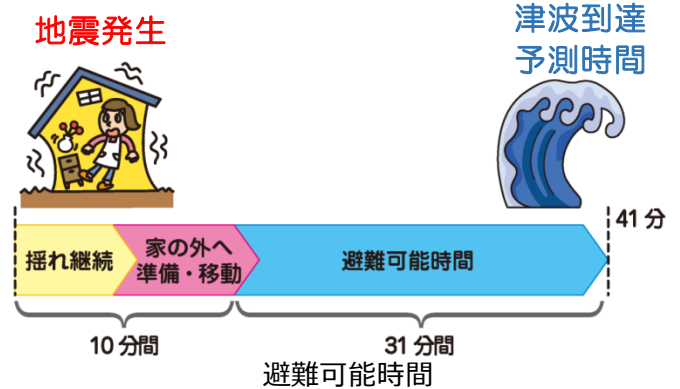
避難経路のうち役員会、ワークショップにおいて、地震後の通行が困難となる可能性があるとの意見があった避難経路については、注意が必要な避難経路である旨を地図上に示した。

5）津波避難場所

「3.2 津波避難場所」に記載した、避難ルールに従う。津波避難場所の避難可能人数は、1人あたり1㎡としている。

昭和地区の人口と世帯数（令和元年5月1日現在）

	避難行動要支援者	昭和地区		
人口	該当しない方	10,000	97.4%	10,267
	該当する方	267	2.6%	
世帯数	含まない世帯数	5,034	95.1%	5,296
	含む世帯数	262	4.9%	



避難速度の設定

	避難行動要支援者を含まない世帯	避難行動要支援者を含む世帯
平地（橋を含む）における避難速度	毎秒0.8m (毎分48m)	毎秒0.5m (毎分30m)

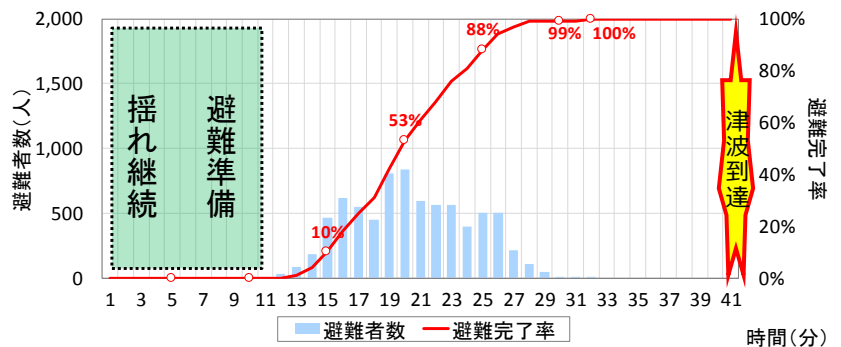
※津波避難対策推進マニュアル検討会より

（2）シミュレーション結果

シミュレーションの結果として、全体の避難者数及び避難完了率（避難対象者総人口に対する避難者の合計数の割合）の推移を示す。地震発生から32分後に全員の避難が完了する。

別添図にシミュレーション結果の各戸の避難先別の色分け図、所要時間（避難に要する時間）別の色分け図を示す。

なお、本シミュレーションは様々な被災パターンの中の一つのシナリオのもとで行ったものであり、状況に応じて柔軟に対応する必要がある。また、実際の災害時に発生すると思われる個々の問題に関しては、訓練等によって対応力を向上させる必要がある。



地震発生からの避難者数及び避難完了率の推移(1分毎)

3.4 避難にあたっての留意点

●避難は原則として**徒歩**による

自動車等を利用 する避難を避け る理由

- ・崖崩れ、家屋や電柱の倒壊、落下物、液状化等により円滑な避難ができないおそれがある。
- ・多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等のおそれがある。
- ・自動車等の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。
- ・橋梁や暗渠上の道路は、地震後に自動車が通行すると崩落のおそれがある。

●複数の避難ルートを想定しておく

東日本大震災の被災状況を踏まえると、歩行避難が完全に不可能となる(避難経路がすべて使えなくなり孤立する)ような被害を受けることは考えにくい。しかし、歩行困難な陥没等による迂回が必要な場合が考えられるため、複数の避難経路を想定しておく。

●早めに避難を始める

強い揺れや長い時間の揺れを感じたら、津波警報・注意報を待たず、早めに避難を始める。

●情報収集は**安全な場所**で行う

情報を待っていると逃げ遅れる場合があるため、できるだけ安全な場所へ移動してから情報収集を行う。

●地理的環境上、**特に気をつけなければならない点**を確認しておく

- ・海岸沿い、河川沿い、水門・樋門付近の道路のほか、特に土地の低い場所は、津波による影響が懸念されるため、出来る限り通行は避けることが望ましい。なお、避難を完了するまでに時間的な余裕がある場合は、比較的広い経路を通行することが望ましい。
- ・堤防や道路は、液状化・陥没・火災等により避難が難しい状況が発生する可能性があるため、複数の避難ルートを確認しておく必要がある。

●地域で**危険箇所の共有方法**を確認しておく

地震により通行不可となった道路、橋梁については、離れた場所から認識できれば避難時間の損失（ロス）を減らすことが可能である。通信手段に頼らず誰でも認識可能な方法（旗を掲げる等）を地域で定めておくことが望ましい。

●**夜間の避難**に備えた準備をしておく

夜間の避難となった場合、現状の道路照明灯や防犯灯では不足する場合が考えられる。地震後の停電や道路照明・防犯灯の破損により照明が機能しない場合が考えられるため、懐中電灯等の準備も重要である。

また、徳島市では防犯灯の新設・更新について以下の費用助成を行っており、不足箇所へ防犯灯を設置する場合は当制度を活用することが考えられる。

「防犯灯新設等工事費助成」

市民又は市民で組織する町内会・自治会・防犯灯管理組合（NPO・商工業団体等を除く）・PTA・コミュニティ協議会若しくはこれらに準ずる団体等（以下「町内会等」といいます。）が防犯灯を新設しようとするとき、既存の防犯灯から LED 灯への機種変更（交換）するとき、新設等工事費の一部を助成、また、町内会等の団体が維持管理する防犯灯の電灯料金のうち予算の範囲内において市が算出した一定額を助成することにより、夜間における犯罪の防止と、市民の通行の安全を図ります。

（所管：徳島市 市民環境部 市民生活課）

●**共助の考え方に寄り添った避難場所選択**を心がける

事前に計画に記載される避難場所を確認しておくと共に、全ての住民が時間内に安全に避難できるように、各世帯の実態を踏まえて避難場所を決定し、近隣住民と情報共有をしておく必要がある。

●**避難場所の環境**に備えた準備をしておく

避難場所によっては屋内だけでなく駐車場や屋上等、季節や天候等により避難場所での環境が変化する事が想定される。一時避難場所へ避難した際に気温や天候の変化を想定し災害時に備えて避難場所の環境を確認し準備を整えておく必要がある。

3.5 避難時間の短縮に向けて

津波避難シミュレーションにより、昭和地区では津波が到達するまでに全員の避難が完了することが確認された。

しかし、より余裕をもった避難完了を行うために、各世帯一人ひとりが、避難時間の短縮に向けて対策を行う必要がある。

- **非常持ち出し品**をあらかじめ準備しておく

地震発生後、安全を確保した上でできるだけ早く避難を開始できるように、日常から非常持ち出し品袋を準備しておき、避難時に何を持ち出し、何を持ち出さないのか決めておくことで迅速な判断が可能となる。

- **家族や近隣住民との協力体制**をつくっておく

災害時に家族や近隣住民と声を掛け合うことで、逃げ遅れを防ぐことにもつながる。また、近隣住民と持ち出し品を協力して運ぶことも共助の一つとして考えられ、日常からのコミュニケーションも重要となる。

- **複数のパターンの避難手順、ルート**を準備しておく

地震はいつ、どこにいる時に発生するか分からないため、時間帯や地震による被害も想定した複数のパターンの避難手順やルートを準備しておくことが重要である。

- **事前に入手できる情報**を把握しておく

地震発生時に必要となる情報は、事前に入手できる場合もある。例えば、避難ルートの標高や津波避難場所の目印等を事前に把握しておくことで迅速な避難につながる。

- 災害時の**家族の役割、行動方法**をあらかじめ確認しておく

必ずしも家族が一緒にいる時に地震が発生するとは限らない。そのため、地震発生の行動をあらかじめ家族で共有しておくことで各人の迅速な避難につながる。

- 避難訓練を**繰り返し実施**する

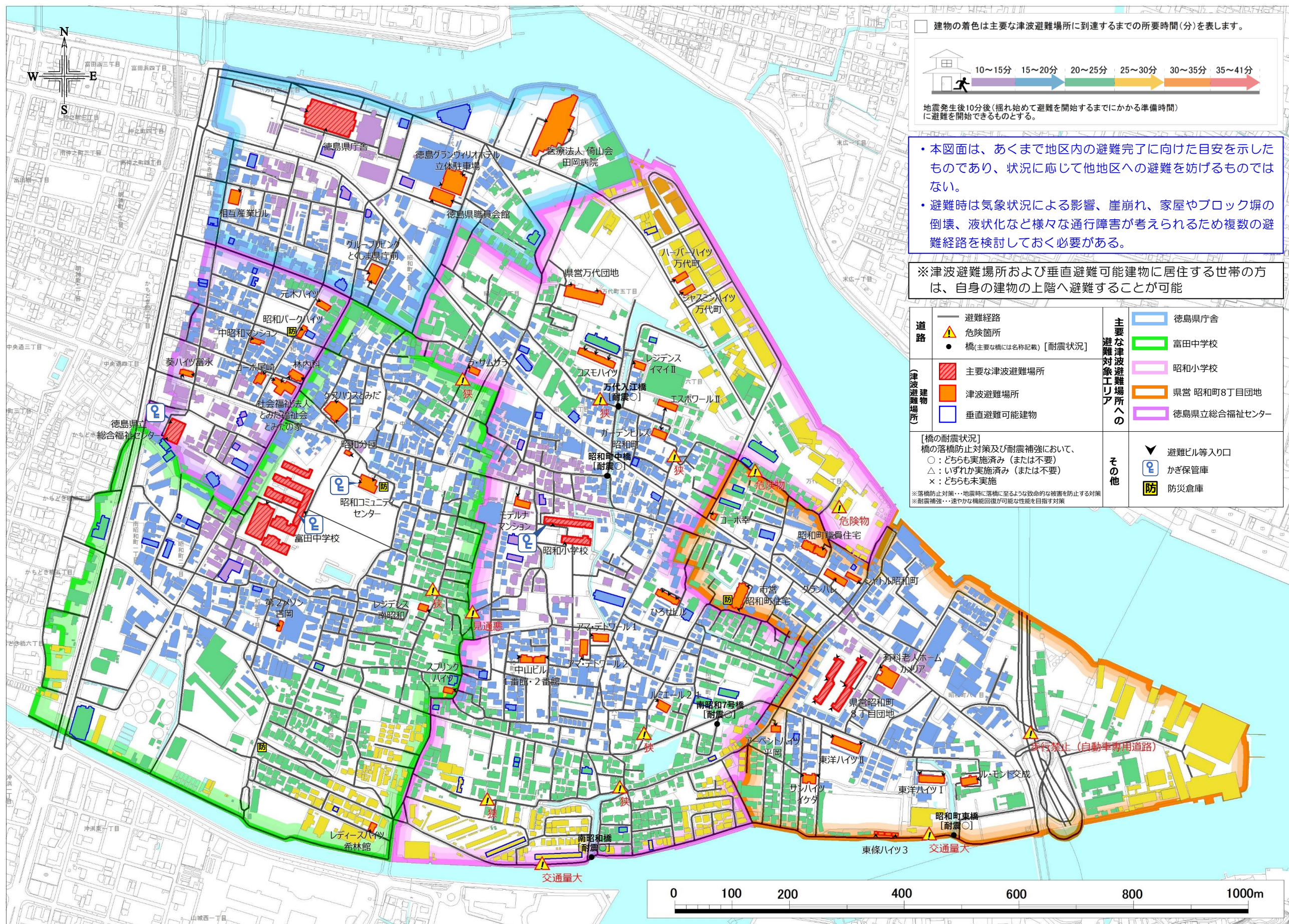
避難訓練を繰り返し実施することで、津波避難場所の把握や避難ルートの確認ができ、実際の避難時にもスムーズに行動することができる。また、避難行動要支援者の避難を助けるためには平常時から訓練を充実させておくことが必要となる。

- 万が一のために**自宅の耐震化**を実施しておく

万が一避難が遅れてしまう事態に備えて、自宅の耐震化を実施しておくことも必要となる。

<夜間の地震発生に備えて>

- ・夜間の就寝時に地震が発生した場合に備え、日頃からタンス等の大きな家具は近くに置かないようにする。家具を置く場合は、金具等で転倒防止対策を実施する。
- ・就寝時、身の回りには、危険から身を守ることを優先に**靴、ヘルメットや帽子、軍手、笛、携帯電話、懐中電灯等**を置いておく。メガネを使用する場合はケースに入れて寝ている場所の近くに置く。



※この地図は、徳島市長の承認を得て、1/2,500 地形図を複製したものである。(承認番号 令2 徳島市指令都政第27号)

津波避難シミュレーション結果

第4章 今後の取り組み

大規模災害の発生直後には、自らの身は自ら守る「自助」、住民の安全は自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民一人ひとりが対応することが重要となる。また、市の公助が連携し避難行動要支援者への情報伝達や、避難支援体制の整備を図る。

今後はこういった「自助」、「共助」の観点から、「津波避難計画」について、実態に沿った見直し、避難行動要支援者への対応強化、自主防災組織の育成・支援を進めていく。

4.1 計画の見直し（定期的に実施）

この計画を基に、津波避難訓練を実施するとともに、訓練結果を踏まえて、地域の実状にあった、より良い計画へ今後更新していく。

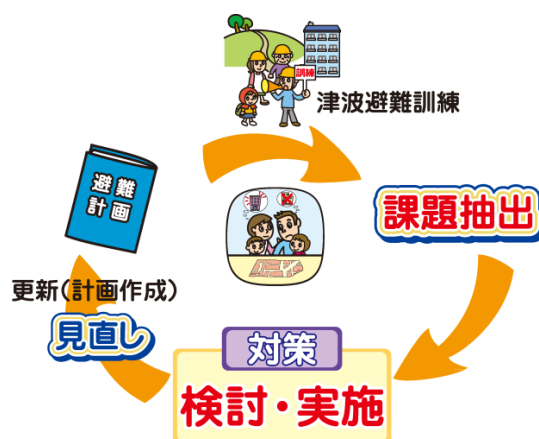
●津波避難訓練による課題抽出

原則として毎年定期的に実施することとし、できる限り多くの人の参加を呼び掛ける。

本計画におけるシミュレーションの結果を受け、これまでの訓練に加えて、この計画に基づく津波避難訓練を実施し、避難準備、自宅から津波避難場所までの避難経路、到達所要時間及び避難時の防寒や風雨の影響等を確認し、時間短縮を図るとともに課題を抽出する。

●課題への対策検討

抽出された課題に対して、対策検討を実施し、津波避難場所、避難経路、防寒・風雨対策について必要に応じて見直し（避難場所の追加・削除等）、具体化を行う。



4.2 避難行動要支援者への対応強化

避難行動要支援者の避難支援対策については、要支援者が自らの安全は自ら守る“自助”と地域（民生委員、自主防災組織、町内会、自治会、近隣住民等）の“共助”が基本となる。

要支援者自身とその家族に、各自の状況に合わせた避難方法を定めてもらうとともに、地域と積極的に交流を図ることが必要である。このため、地域もその状況を把握したうえで、徳島市の「避難行動要支援者の避難行動支援事業」（所管：保健福祉部保健福祉政策課）により具体的な避難支援方法を策定するなど、互いに協力しながら避難支援体制の強化に取り組んでいく。

避難行動要支援者範囲（徳島市地域防災計画より抜粋）

避難行動要支援者の範囲は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。ただし、社会福祉施設等へ入所している者や自力で災害時の情報を把握し避難できる者は含まない。

- (1) 介護保険における要介護3～5の認定を受けている者
- (2) 身体障害者で総合等級1級及び2級の者
- (3) 知的障害者で等級Aの者
- (4) 精神障害者で等級1級の者
- (5) その他、難病患者などで災害時の避難に支援が必要な者

避難行動要支援者の円滑な避難のための日常からの取り組み

積極的な交流	日頃から隣近所に住む人とあいさつを交わす。自治会活動や地域のボランティア活動等に参加して、避難行動要支援者を含む地域の人たちと接する機会を増やす。
避難行動要支援者の把握	防災の観点から、近くにどんな人が住んでいるのか確認しておくことが大切。プライバシーや本人の意思を尊重しながら、自治会や自主防災組織として避難行動要支援者にどのような支援ができるのか話し合っておく。
自主防災組織での役割分担	地震津波が起きたときの安否確認や避難誘導等の役割分担、津波避難場所を決めておく。また、自治会や自主防災組織で避難行動要支援者一人ひとりを支援できるようにする。
防災訓練への参加	定期的な訓練により、災害が起きたとき支援する側も冷静に対応できるようになる。避難行動要支援者は可能であれば防災訓練へ参加して頂き、支援者と一緒に避難経路や危険箇所等を確認しておく。
機材の常備	避難行動要支援者などの避難に際して、移動をスムーズに行えるよう担架、リヤカー、車椅子等の常備も検討する。

4.3 自主防災組織の育成・支援

自主防災組織への加入率は 32.3%（全 5,296 世帯のうち 1,712 世帯が昭和地区の自主防災組織に加入済み）であり、全世帯の加入には至っていない。

今後は、全住民の防災意識の向上を図るためにも、自主防災組織結成率 100%を目指す。

自主防災連合組織として、昭和地区自主防災会連合会が活動している。災害などに備え、「住民の安全は自分たちで守る」という意識を持ち、地域の防災を効果的に行う自主防災組織としての充実を図ることとする。

地域防災力の向上のため、若年者から高齢者までの幅広い層に向けて、日常から自主防災組織への参加を呼び掛けていく。

自主防災組織の活動内容

● 平常時の主な活動	● 災害時の主な活動
①地域住民のコミュニティの醸成 ②防災知識の普及 ③防災訓練の実施 ④防災資機材の整備・点検 ⑤市や消防団等との連携	①初期消火の実施 ②情報の収集・伝達 ③救出・救護の実施協力 ④集団避難の実施

4.4 その他の対応

各個人に対しても積極的な訓練参加、体力作り及び避難経路の確保（通行の妨げとなる物を取り除く等）等の啓発を推進していく必要がある。また、この計画では地震発生直後に、まず津波から逃れるための一時的な緊急避難を計画したものであるため、二次避難に関しては別途、以下の検討取り組みを今後も継続していくこととする。

被災後に避難生活をするための指定避難所等に関して	・周知や運営について、より具体化 ・津波避難場所から指定避難所等への移動の際の方法、手順、判断基準の具体化
--------------------------	--

4.5 非常持ち出し品・備蓄品の準備

非常時の一次持ち出し品（避難時にすぐに持ち出すもの）、二次持ち出し品（復旧するまでの数日間を支えるもの）のチェックリストを以下に掲げる。また、これらを参考に、災害時に備えて準備を整えておく。

一次持出品チェックリスト

○非常持出品 ー避難時にすぐに持ち出すものー 非常持出袋に入れて、目につくところに備えておきましょう。

チェック	品 名	チェック	品 名
	非常食		雨具
	飲料水		服用中の薬、お薬手帳のコピー
	携帯ラジオ（予備電池）		生理用品
	懐中電灯（予備の電池・電球）		ティッシュ（ウェットタイプも）
	ヘルメットなど（頭を保護するもの）		タオル
	身分証明証のコピー		笛
	貴重品（現金など）		簡易トイレ（ビニール袋）
	筆記用具（油性マジック・メモ）		口腔ケア（歯ブラシ、デンタルリンス）

二次持出品チェックリスト

○家庭内備蓄ー復旧するまでの数日間を支えるものー 備蓄食品はできれば1週間分以上を目安としてください。

チェック	品 名	チェック	品 名
	パックごはん		スープ類
	缶詰		調味料
	レトルト食品		水（1人あたり1日3ℓ、1週間分）
	ドライフーズ		卓上コンロ
	菓子類		燃料（固形燃料、ガスボンベなど）

○家庭環境に合わせて用意しておきたいもの 上記以外に必要なものがあれば記入し、用意しておきましょう。

チェック	品 名	チェック	品 名
	例 携帯電話充電器（モバイルバッテリー）		
	例 防寒具（軍手、カイロ等）		
	例 連絡先一覧		

○家庭環境に合わせて用意しておきたいものの参考例

乳幼児のいる家庭

ミルク、ほ乳びん、離乳食、スプーン、おむつ、洗浄器、おんぶひも、バスタオルまたはベビー毛布、ガーゼなど

妊婦のいる家庭

脱脂綿、ガーゼ、さらし、T字帯、洗浄器および新生児用品、ティッシュ、ビニール風呂敷、母子健康手帳など

要介護者のいる家庭

着替え、おむつ、ティッシュ、障害者手帳、補助具の予備、常備薬、予備のメガネ、緊急時の連絡先表など

アレルギーのある家族がいる家庭

災害時、アレルギー対応用品は流通しにくいいため、余分に備蓄する必要があります。

ペットのいる家庭

犬：首輪、リード、猫：キャリーバック、ケージ
共通：療法食、薬、フード、食器、ペットシート、排泄物の処理用具、トイレ用品

出典：徳島市地震・津波防災マップ（平成26年3月）に一部加筆

※津波避難ビル等には日常用品の予備・備蓄品が無い場合がある。このため避難にあたっては非常持ち出し品を携行するが、備蓄品に関しては避難の妨げとならない範囲とすることに注意する。

用語の意味

この津波避難計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

No.	用語	意味
1	津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水想定区域。
2	浸水深	浸水域（海岸線から陸域に遡上することが想定される区域）のうち陸上の各地点で水面が最も高い位置に来たときの地面から水面までの高さ。
3	津波水位	津波による海岸線での最大水位（標高）。地震による地盤の沈降量を考慮し算出。第一波が最大とは限らず、第二波以降に最大となる場所もある。
4	基準水位	津波浸水想定に定める水深に係る水位に、建築物等に衝突する津波の水位の上昇を考慮して、必要と認められる値を加えて定める水位。
5	避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定している。
6	避難経路	避難する場合の経路で、自主防災組織、住民等が設定したもの。
7	避難目標地点 ^{＊)}	津波の危険を回避するために、避難対象地域外へ避難する際に目標とする地点。
8	緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設など。津波浸水想定区域外にある。市指定の緊急避難場所ではないが、地域で地権者の協力を得て整備している非公式なものである。
9	津波避難ビル	津波の危険から緊急に避難するための建物。津波浸水想定区域内にある鉄筋コンクリート造あるいは鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。津波避難ビルでは、基準水位より高い場所を「利用できる場所」として定めている。 津波避難ビルに指定された建物には、右の看板が取り付けられており、夜間休日を問わず避難が可能。



＊）地区内及び周辺の地盤が低いため、本地区には該当なし。

